○四国地方整備局告示第六十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十八日　四国地方整備局長　川崎　正彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百三十号及び四百三十六号	高松市玉藻町五番一から同市玉藻町五番一まで	川四国地方整備局及び同局河国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年六月二十八日

○九州地方整備局告示第百二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十八日　九州地方整備局長　吉崎　収

(三)(二)(一)

道路の区域	路線名	道路の種類	区間	後変前別更前	敷地の幅員	延長
柳川市大和町豊原字沓形一四八番一から同市大和町	二百八号	一般国道	一一・四メートル	一一・四メートル	三・三〇メートル	〇・〇キロメートル
益生流川七町一豊原八番まで形一四八番一から同市大和町			〇・一二	四四〇・一二	三・三〇	〇・〇七八八

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○九州地方整備局告示第百二十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十八日　九州地方整備局長　吉崎　収

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百八号	分字柳川の沓形一四八番二まで（ただし、関係図面に表示する部分を除く。）	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年六月二十八日

○九州地方整備局告示第百二十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十八日　九州地方整備局長　吉崎　収

(三)(二)(一)

道路の区域	路線名	道路の種類	区間	後変前別更前	敷地の幅員	延長
八女市立花町下辺春字船尾八三番一から同市立花町大字辺春字三花ノ瀬二〇九番二まで	三号	一般国道	一一〇・九七〇メートル	一一〇・九七〇メートル	二六・五メートル	〇・〇キロメートル
			三・一六〇	三・一六〇	三・三〇	〇・三二四七

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

官　庁　報　告

官　庁　事　項

証券取引等監視委員会の活動状況

金融庁設置法（平成10年法律第130号）第22条の規定に基づき、平成24年４月１日から平成25年３月31日までの期間における証券取引等監視委員会の事務の処理状況を公表する。

平成 25 年６月　　証券取引等監視委員会委員長　佐渡　賢一

凡　例

設置法	金融庁設置法（平成10年法律第130号）
金商法	金融商品取引法（昭和23年法律第25号。平成18年法律第65号により「証券取引法」を改題）
証取法	証券取引法（昭和23年法律第25号）
金先法	金融先物取引法（昭和63年法律第77号）
犯収法	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）
投信法	投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）
投資顧問業法	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和61年法律第74号）
ＳＰＣ法	資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）
社債等振替法	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）
金商法施行令	金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）
金商業等府令	金融商品取引業者等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）
保証金府令	金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令（昭和28年大蔵省令第75号）
行為規制府令	証券会社の行為規制等に関する府令（昭和40年大蔵省令第60号）

はじめに（公正な市場の確立に向けて）

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）は、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命として、市場監視に取り組んでいます。

現在の第７期体制は、平成22年12月に発足し、平成23年１月に、当期の中期的な活動方針として、『公正な市場の確立に向けて』（以下「活動方針」という。附属資料333頁以下）を公表しました。当該活動方針においては、「市場の公正を汚すものには怖れられ、一般投資家には心強い存在」であるべく、「機動性・戦略性の高い市場監視の実現」、「市場規律の強化に向けた働きかけ」及び「市場のグローバル化への対応」の３つの基本的な考え方を立てています。また、この３つの基本的な考え方に基づき、重点施策として、①包括的かつ機動的な市場監視、②不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応、③ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な検査・調査の実施、④課徴金制度の一層の活用、⑤検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施、⑥自主規制機関などとの連携の６つの項目を掲げ、引き続き実効性のある効率的な市場監視の実現を図るべく取り組んでいるところです。

１　今年度の取組み

本公表の対象期間である平成24年度（平成24年４月１日～平成25年３月31日。以下同じ。）においては、証券監視委は、与えられた権限・権能・人的資源を適切に活用し、活動方針を踏まえ、以下のとおり市場監視に取り組んでまいりました。